

改訂にあたって

兵庫県教育委員会では、平成 10(1998)年3月に「人権教育基本方針」を策定しました。平成 12(2000)年3月には、この方針に基づき、高校生用教育資料『HUMAN RIGHTS -いま 私がひらく 未来-』を作成し、人権という普遍的文化を築くことを目標に人権教育を推進してきました。生徒の発達段階や特性を踏まえ、学習内容を実生活に生かせるよう身近な人権課題を取りあげるなど、作成当時としては斬新な人権教育資料であり、その活用を図ってきました。平成 23(2011)年3月には、児童虐待やいじめ、インターネットによる人権侵害など、時代の変化に即した内容が扱えるよう、個別的な人権課題を取り扱った第2部の内容改訂を行いました。

しかし、この改訂から 10 年が経過する中で、社会の高度情報化や少子高齢化、グローバル化や経済的格差の拡大、外国人県民の増加や多国籍化など、加速度的に社会情勢は変化し、人権問題はますます複雑・多様化しています。また、平成 27(2015)年には、国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、17 の持続可能な開発のための目標「SDGs」が設定されました。国では、学習指導要領の改訂や、同和問題(部落差別)をはじめ、様々な人権課題に関する立法措置がなされました。さらに、県においては「ひょうご教育創造プラン(兵庫県教育基本計画)」の策定、「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」や「ひょうご多文化共生社会推進指針」等の改定が行われました。

令和2(2020)年当初からは、新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るい、不要不急の外出の自粛が求められるなどの感染防止対策がとられ、学校では長期間にわたる臨時休業等を余儀なくされました。コロナ禍で情報化・ICT化が進む一方で、感染者とその家族、医療従事者等に対する誹謗中傷などの人権問題が生じており、正しい知識を礎としながら、様々な情報から何が重要かを主体的に判断し、問題の解決に自ら取り組む実践力を育む人権教育が強く求められています。

このような社会の変化に伴う国や県の動向等を踏まえ、この度『HUMAN RIGHTS -いま 私がひらく 未来-』を全面改訂しました。改訂にあたっては、人権に関する知識理解の深化と人権感覚の涵養を基盤として、新しい人権課題も含めた問題状況を変えようとする人権意識、意欲、態度、さらには自他の人権を守るための実践行動にまで高めていくための資料づくりを行いました。学校における人権教育は、各学校の生徒や地域の実態を踏まえ、発達段階に応じて系統的に実践するとともに、学校教育活動全体を通じて行うことが必要です。本資料が各学校で幅広く活用され、人権教育がこれまで以上に充実することを期待しています。

本書の編集にあたり、ご尽力いただきました人権教育資料検討委員会並びに人権教育資料作成委員会の皆様方、また、多方面にわたりご協力いただきました皆様に対し、心からお礼申し上げます。

令和3年3月

兵庫県教育委員会

『HUMAN RIGHTS』及び活用の手引の編集について

1 改訂の背景について

高校生用教育資料『HUMAN RIGHTS』は、第1部においては作成から20年が経ち、第2部においても前回の改訂から10年が経過した。その間、「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成14(2002)年策定)の一部変更(平成23(2011)年一部変更)や、高等学校学習指導要領の改訂(平成30(2018)年3月)が行われた(以下、新学習指導要領)。

改訂にあたっては、「人権教育基本方針」に基づくとともに、新学習指導要領との関連に留意した。

新学習指導要領では初めて前文が設けられ、その中で個人の価値の尊重、正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力、生命の尊重など、人権教育に関する言葉が挙げられている。

前文には次のような記載もある。

これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の児童(生徒)が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながらさまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。

これは、人権尊重の精神の涵養を目的とし、自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動につながる意識・意欲・態度を育成しようとする人権教育の理念とも共通している。

さらに、新学習指導要領では、資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱で再整理し、社会に開かれた教育課程の実現や、カリキュラム・マネジメントの推進、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善などの要素が盛り込まれている。

また、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」(平成20(2008)年3月、以下「第三次とりまとめ」)では、社会に開かれた教育課程の実現について、人権教育の取組は、家庭、地域、関係諸機関の人々をはじめ、多くの人に支えられてこそ、その効果を十全に発揮できるとされている。

カリキュラム・マネジメントの推進について、教育課程においては、各教科等の形で「人権教育」が設定されていないため、学校で人権教育を行うに当たっては、各教科や「特別の教科 道徳」、総合的な学習(探究)の時間、特別活動、教科外活動等のそれぞれの特質を踏まえつつ、教育活動全体を通じて行うこととなる。このため、教科等横断的な視点は、人権教育においては特に重要である。

第三次とりまとめでは、人権教育を通じて育てたい資質・能力について、知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面の3つの側面から捉えているが、人権感覚を育成する基礎となる価値的・態度的側面と技能的側面については、児童生徒が自ら主体的に、学級の他の児童生徒とともに学習活動に参加し、協力的に活動し、体験することを通して初めて身につくものとされている。さらに、人権教育の指導方法の基本原則として、児童生徒の「協力」、「参加」、「体験」を中核に置き、「協力的な学習」、「参加的な学習」、「体験的な学習」を行うことも示されている。こうした学習は新学習指導要領の総則に示されている「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善ともつながるものである。

2 改訂について

第1部については、生徒自身が生き方を問いながら自分や他者の個性や人権について考え、人権尊重の精神を高めていくことをねらいとし、主として特別活動におけるホームルーム活動での活用を意図して改訂した。

第2部では、「人権教育・啓発に関する基本計画」(閣議決定、(平成14(2002)年策定、平成23(2011)年一部変更)に示されている13の人権課題及び、人権教育にかかわる新しい動向を踏まえ、「北朝鮮

当局による拉致問題等」や「性的マイノリティ」など、新たな人権課題をテーマとして取り上げるとともに、個別的な人権課題の学習内容も昨今の課題に応じたものに焦点を当てるなどの改訂を行った。また、SDGsと人権とのつながりについて考え、学ぶページも新設した。

また、これまでの『HUMAN RIGHTS』の編集方針を受け継ぎ、「人権教育基本方針」や新学習指導要領に基づき、特別活動のホームルーム活動や、各教科・科目、総合的な探求の時間、さらには家庭等での自主学習や生徒と保護者等との話し合いの資料として活用することを考慮し、主体的に学習に取り組めるよう工夫した。

さらには、QRコードによって関係する資料や動画などにアクセスしやすいよう利便性の向上を図った。

3 編集方針について

- 人権に関する国内外の諸条約・法令等を踏まえ、人権を取り巻く今日的な情勢に対応できるよう、新しい人権課題を取り扱った内容とする。
- 「第三次とりまとめ」や新学習指導要領を踏まえ、主体的・対話的で深い学びの充実を図り、知的理解にとどまらず、人権感覚を育成する内容とする。
- 「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」を踏まえ、「人権教育基本方針」に基づき、「ひょうご教育創造プラン」に即した内容とするとともに、兵庫県にゆかりのある「ひと・もの・こと」を取り上げ、兵庫らしい特色ある内容とする。
- 特別活動のホームルーム活動及び各教科・科目や総合的な探究の時間での活用に加え、生徒が地域の人権の歴史や課題に触れ、学校での人権教育の学びをさらに深められる内容とする。

4 『HUMAN RIGHTS』の内容と構成について

第1部は、権利や責任、平等、共生など人権に関する概念や、自分自身の生き方を問いながら、自分や他者の個性や人権について考えることで、人権感覚を磨き、人権尊重の精神を高めていくことをねらいとしている。

第2部では、学校や社会で直面しうる、個別的な人権課題に関するテーマや複数の人権課題を含めたテーマを取り上げている。それらのテーマについて、さまざまな資料をもとにさまざまな課題について知るだけでなく、考えを深め、実践行動につなげることをねらいとしている。

「人権教育基本方針」では、人権教育を次ページの表中「1 人権としての教育」「2 人権についての教育」「3 人権を尊重した生き方のための資質や技能を育成する教育」「4 学習者の人権を大切にした教育」の4つの内容によって構成している。本資料では、これらの内容に基づいてテーマや資料を選択し編集している。

また、資料の配列は、主として、自分自身に関することから他者との関係、そして社会とのかかわりへと、人権の広がりを考慮した。

資料編について、資料中に出てくる世界人権宣言や子どもの権利条約のほか、人権とかかわりの深い近縁の関係法律等を掲載している。

○ 兵庫県の人権教育基本方針と本書との関係

人権教育の内容構成			対応する本書の項目
基本方針	重点目標	推進項目	
1 人権としての教育	(1) 自ら学ぶ力の育成	ア 学びとの出会いの促進	第2部 テーマ7
		イ 基礎・基本の定着	第1部⑤ 第2部テーマ12
	(2) 自己についての肯定的な認識の形成	ア 自尊感情の形成	第1部④ 第2部テーマ6・10
		イ 自分と社会についての認識の啓培	第1部② 第2部テーマ11
2 人権についての教育	(1) 人権意識の高揚	ア 生命の尊厳についての学習	第1部② 第2部テーマ3
		イ 人権の歴史と思想についての学習	第1部①・⑥ 第2部テーマ5・6・8・9
	(2) 差別解消への態度の形成	ア 差別と人権問題についての学習	第1部⑧ 第2部すべて
		イ 人権の擁護とその活動についての学習	
3 人権を尊重した生き方のための資質や技能を育成する教育	(1) 自立向上の精神の育成	ア 「市民意識」の醸成	第1部①・③・⑧・⑨ 第2部テーマ12・13・14
		イ 個性・能力の伸長	第1部④ 第2部テーマ11
	(2) 思いやりの心の育成	ア 人間関係の活性化	第1部⑤・⑦ 第2部テーマ7
		イ 社会参加の促進	第1部⑨ 第2部テーマ1・4・総括
4 学習者の人権を大切にしたい教育	(1) 一人一人を大切にしたい教育指導	ア 学習者の権利と責任の重視	第1部① 第2部テーマ2
		イ 個を生かす集団の育成	第1部⑤・⑨
	(2) 学習環境と条件の充実	ア 指導者の人権意識の向上	活用の手引き
		イ 教育条件の整備	活用の手引き

5 活用の手引について

- 「学習のねらい・人権教育の視点」： 学ばせたい人権課題の概要と、人権教育を通じて育てたい資質や能力を提示している。
- 「指導上の留意点」： 授業を進めるにあたって人権上配慮が必要なことや、理解を深めるためのポイント等を提示している。
- 「展開例」： 各テーマには、参考として展開例を提示しているが、生徒や学校、地域の実態を踏まえて、指導者が創意工夫しながら指導計画を作成することが大切である。
- 「ワークシート」： ワークシートは本来、指導者が生徒の実態に即し、工夫して作成することが望まれるが、活用の手引では、展開例に即したものを一例として掲載している。
- 「参考資料等」： 指導者がテーマにかかわる認識を深めたり、生徒の学習を効果的に支援したりするための資料として掲載している。
- 巻末資料には、人権教育基本方針や外国人児童生徒にかかわる教育指針に加え、性的マイノリティに関する相談フローチャートや、支援のための留意点、Q&Aを新たに掲載している。

『HUMAN RIGHTS』の活用にあたって

各教育資料の活用については、「活用の手引」に展開例やワークシートを提示しているが、生徒や学級の実態等を踏まえ、指導者が創意工夫しながら指導計画や指導案を作成することが大切である。

各テーマには、それぞれに対する主な人権課題を設定しているが、次ページの表のように、人権の視点から他の人権課題と関連づけて取り扱うことができる。

なお、指導にかかわる評価については、生徒や学校、地域の実態を踏まえ、人権教育を通して育てたい資質や能力を明確に定め、適切に行うことが重要である。具体的には、学習状況や成果などについて、肯定的な生徒観に基づき、生徒のよい点、学習に対する意欲や態度などを踏まえて評価を行うことが大切である。なお、人権教育の成果は、すぐに現れるものではないことに十分留意する必要がある。

評価の観点として、例えば次のようなものが考えられる。

- 人権課題にかかわる現状や背景などについて、正しく理解することができたか。
- 学習に主体的に取り組み、課題の解決に向けて積極的に取り組もうとする実践的な意欲や態度を身につけることができたか。
- 学習活動を通しての気づきを大切に、自分とのかかわりで人権課題をとらえ、日常生活の変容につなげることができたか。
- 個別的な人権課題の理解にとどまらず、普遍的な視点から人権の大切さを認識するなど、人権についての学びを深めることができたか。

なお、各校配布の冊子の他、兵庫県教育委員会事務局人権教育課ホームページからダウンロードして活用できる。

<https://www.hyogo-c.ed.jp/~jinken-bo/index.html>

※ 本教育資料を、無断で転載・転用することを禁止します。

○ 関連する人権課題

第2部のテーマ		主な人権課題	関連する人権課題例
1	分かち合い 共に生きる	女性(男女共同参画)	子ども、性的マイノリティ、就職差別・働く人の人権、防災と人権等
2	誰の権利？自分の権利！子どもの権利	子ども	女性、インターネットによる人権侵害等
3	豊かな人生を生きる	高齢者	就職差別・働く人の人権、防災と人権等
4	心と社会のバリアフリー ～バリアってどこにあるの？～	障害者	就職差別・働く人の人権、防災と人権等
5	打ち明ける勇気 受け止める勇気	同和問題	就職差別・働く人の人権、インターネットによる人権侵害等
6	守り、伝え、共に生きる	アイヌの人々	同和問題(結婚差別)、就職差別・働く人の人権等
7-(1)	呼び、そして名乗ること	外国人	就職差別・働く人の人権、インターネットによる人権侵害、防災と人権
7-(2)	多文化共生社会の担い手へ	外国人	
8	感染症への不安に負けないために	HIV感染者・ハンセン病患者等	同和問題(結婚差別)、就職差別・働く人の人権、インターネットによる人権侵害等
9	知ることで見えてくるもの	北朝鮮当局による拉致問題等	外国人(ヘイトスピーチ)
10	自分らしく生きるために	性的マイノリティ	女性、就職差別・働く人の人権
11	公正な社会をこの手で	就職差別・働く人の人権	女性(男女差別)、障害者、同和問題、外国人、刑を終えて出所した人等
12	表現の責任ってなんだろう？	インターネットによる人権侵害	同和問題、外国人(ヘイトスピーチ)、HIV感染者・ハンセン病患者、防災と人権等
13	あの時、被災地で	災害と人権	女性、高齢者、障害者、外国人、性的マイノリティ、インターネットによる人権侵害等
14	身近に広がる「貧困」	ホームレス等	子ども、女性等
総括	すべてはつながっている	SDGs と人権	すべての人権課題